

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画変更年度	令和5年度
計画主体	北海道比布町

比布町鳥獣被害防止計画（第5次）

<連絡先>

担当部署名 比布町農林課
所在地 北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号
電話番号 0166-85-4805
FAX番号 0166-85-2389
メールアドレス nourin@town.pippu.hokkaido.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・キツネ・アライグマ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス」と表記。）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	比布町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	水稲	0.19ha 160千円
	大豆	0.02ha 25千円
	小豆	0.03ha 43千円
	小麦	0.03ha 20千円
ヒグマ	スイートコーン	0.001ha 3千円
	カボチャ	0.001ha 3千円
キツネ	スイートコーン	0.09ha 98千円
アライグマ	スイートコーン	0.05ha 47千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

エゾシカ	山沿いを中心とした農地等に出没し、農作物に被害をもたらしている。特に水稲移植後、豆類出芽等における食害や踏害が多いが、道路横断等交通障害も発生している。
ヒグマ	春から秋にかけて多数目撃情報が寄せられ、農地での足跡も確認されている。スイートコーンの食害に加え、出没による農作業への影響等の間接的被害や、人畜への被害が懸念される。
キツネ	町内一円において出没しており、特に近年の傾向としては農家の空家に住み付き、周辺農家の作物に被害が出ている。なお、市街地での目撃も多くなっている。
アライグマ	生息数も大幅に増加しているものと推測され、スイートコーンを中心に農作物に被害が出ており、農業者による駆除要請も増えている。
カラス	軽微であるが、農業被害や人的被害が発生しており、今後拡大する恐れもある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
エゾシカ	被害額	248 千円	190 千円
	被害面積	0.27ha	0.2ha
キツネ	被害額	98 千円	65 千円
	被害面積	0.09ha	0.05ha
アライグマ	被害額	47 千円	28 千円
	被害面積	0.05ha	0.03ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会及び鳥獣被害対策実施隊の協力を得て、銃器及びわなによる有害駆除を実施している。</p> <p>。人畜への危険性及び農作物への被害が発生した場合に、わなを設置し、巡回等を猟友会に依頼している。</p>	<p>猟友会会員の高齢化や、冬期は山への進入が困難になることから捕獲数が少なくなっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>・町単独事業により農家に対し電牧柵設置支援を行っている。</p> <p>(1 km以内。事業費の 1/2。補助限度額 110 千円/件)</p>	<p>町内全域を柵化することは困難であり、エゾシカは柵を飛び越えることもある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>実施していない。</p>	<p>推進の必要性について、今後検討していく。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ①農林業関係機関、猟友会、警察等で組織する比布町有害鳥獣対策連絡協議会（以下「協議会」と表記。）で、被害防止に向けて効果的な対策等を検討する。
- ②狩猟免許取得の促進や従事者の技能研修の実施など、捕獲担い手の育成・確保を図る。（第1種銃猟免許及び銃器所持許可を得た者は150千円。わな猟免許を取得した者は25千円を補助する。）
- ③録画機能付きセンサーカメラによりヒグマの監視・活動経路等の調査を行い、銃器（ライフル銃・散弾銃）及び箱わなで問題個体の捕獲に努める。また、ヒグマを誘引する生ゴミの除去、追い払い等による出没抑制、注意喚起による不意の遭遇防止を図る。
- ④研修会に参加し、鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。
- ⑤猟友会及び協議会と連携し、生息状況調査の強化を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・協議会において、連携、協力を図り、効果的な対策等を検討し、農林業被害を最小限に食い止める。
- ・比布町鳥獣被害対策実施隊により効果的かつ効率的な被害防止体制を図る。
- ・エゾシカ、キツネは、猟友会及び実施隊が銃器及びくくりわなによる捕獲を実施する。
- ・アライグマは、特定外来生物の防除実施計画による防除従事者が箱わな等により捕獲し、被害を最小限に食い止める。
- ・ヒグマは、目撃情報があれば直ちに関係機関と連携のうえ、無線放送等による住民周知、巡回パトロール、入山制限等、人畜及び農作物への被害防止を図る。また、録画機能付きセンサーカメラにより、鳥獣の生態の把握をし、捕獲活動の効率性を図る。これらの対策によっても被害が生じる恐れがある場合は、猟友会及び実施隊が銃器又は箱わなによる捕獲を実施する。
- ・カラスは、農業被害や人的被害等があり、捕獲による対応が必要になった場合は、猟友会及び実施隊が銃器による捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許等取得等担い手育成支援 第1種銃猟免許及び銃器所持許可を得た者 150千円/人 わな猟免許を取得した者 25千円/人 ・ 捕獲報償制度の継続 エゾシカ 12千円/頭 キツネ、アライグマ 4千円/頭 等 ・ 猟友会と連携し、生息状況調査の実施 ・ 小動物用箱わなの拡大導入
5	同上	同上
6	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>エゾシカは、直近年の捕獲頭数を基に、生息状況や被害状況等も踏まえ設定する。</p> <p>キツネ、アライグマは、直近年の捕獲頭数を基に、生息状況や被害状況等も踏まえ設定する。</p> <p>ヒグマは、生態に与える影響も大きいことから現段階では捕獲目標数は定めないが、人畜への危険や農作物への被害が生じる恐れがある場合は捕獲する。</p> <p>カラスは、農業被害等が軽微であり、表面化しにくいことから、捕獲計画数等は設定せず、必要に応じて捕獲する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	80頭	150頭	150頭
ヒグマ	—	—	—
キツネ	25頭	25頭	25頭
アライグマ	15頭	40頭	40頭
カラス	—	—	—

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲予定場所は町内一円とする。 ・ 捕獲許可（エゾシカ・ヒグマ）を道に申請する。 ・ 捕獲時期は4月から3月まで（内狩猟期間を除く。）とし、捕獲方法は、銃器（ライフル銃・散弾銃）、わなにより捕獲する。

≪捕獲手段≫
 原則として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項、又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。
 ≪捕獲場所≫
 原則として、道指定鳥獣保護区及び特定猟具禁止区域（銃）は捕獲区域に含めない。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
 ≪必要性≫ヒグマ・エゾシカの有害捕獲を行うため。
 ≪取組内容≫捕獲手段:ライフル銃による捕獲、実施時期:平成28年4月～

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
整備計画なし			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
取組なし			

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス	猟友会に対し、有害鳥獣駆除に関わる活動補助金を交付する。（交付額 830 千円）
5	同上	同上
6	同上	同上

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

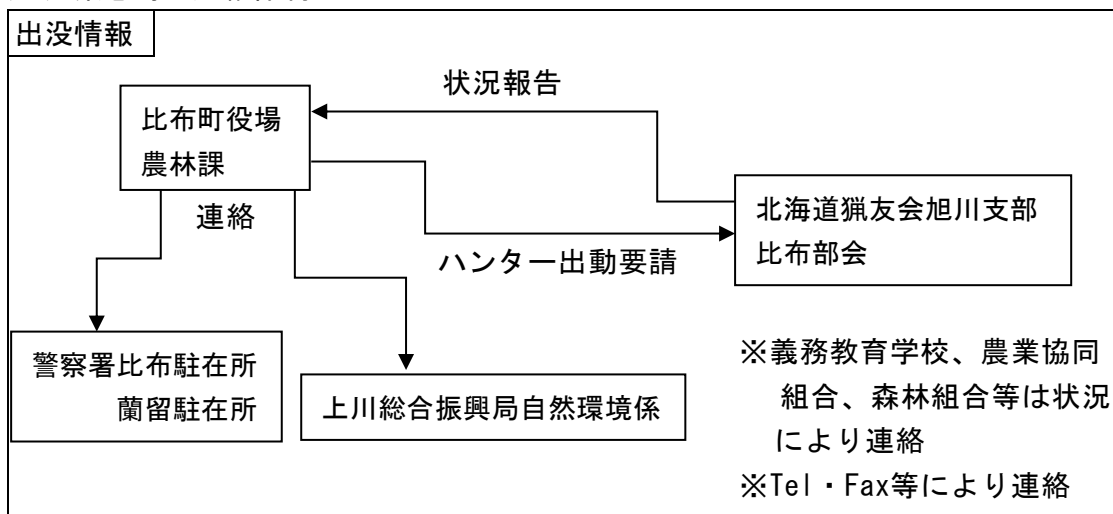
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
警察署比布駐在所、蘭留駐在所	ヒグマ出没時の巡回警備、通報現場の整理
北海道猟友会旭川支部比布部会、比布町鳥獣被害対策実施隊	通報区域の巡回、出没時の捕獲活動、鳥獣の生態に関する助言
比布町	住民への広報活動、看板の設置、現地調査

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体は、一般廃棄物処理場に搬入し処理する。尚、地形要因等により持ち帰りが困難な場合は、適正な方法で現地埋設とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現段階では自家消費としており食肉等の活用には至っていないが、町内企業や近隣市町村と連携して情報収集等に努め、当町において可能かつ効果的な方策について検討していく。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	比布町有害鳥獣対策連絡協議会
構成機関の名称	役割
J A ぴっぷ町	農業者被害情報収集、情報提供
旭川市森林組合	森林所有者被害情報収集、情報提供
北海道猟友会旭川支部比布部会	捕獲従事者の統括、捕獲等
警察署比布駐在所、蘭留駐在所	ヒグマ出没時の巡回警備等、通報現場の整理
比布町	計画の策定・変更、関係機関との連絡調整、対象鳥獣の捕獲許可申請事務、住民への普及啓発等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上川総合振興局農務課	鳥獣被害防止計画の指導
〃 環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可等）
上川中部森林管理署	国有林内被害調査、ヒグマ出没時の協力
比布町農業委員会	農地巡回パトロールでの情報提供
農業改良普及センター	普及指導時における被害情報収集、提供
農業共済組合	農業者からの被害情報収集、提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>比布町鳥獣被害対策実施隊</p> <p>《設置年月日》平成28年4月1日</p> <p>《構成》実施隊員は北海道猟友会比布支部（13名）とし、比布町農林課を事務局とする。</p> <p>《活動内容》</p> <p>1) 農家等被害地域での捕獲活動。</p> <p>2) 町の出動要請に基づく有害鳥獣駆除全般に関わること。</p>

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。